

生徒心得

(1) 制服についての規定

季節・気候を考え各自の判断で、以下のパターンで制服を着用することとする。

- A. ブレザー（学校指定）、Yシャツ（白）、ネクタイ（学校指定）、スラックス（冬用学校指定）
- B. ブレザー（学校指定）、Yシャツ（白）、ネクタイ or リボン（学校指定）、スカート（冬用学校指定）
- C. Yシャツ（白）または、ポロシャツ（白・紺）、スラックス（夏用学校指定）
- D. Yシャツ（白）または、ポロシャツ（白・紺）、スカート（夏用学校指定）

※1 冬季期間については、AまたはBの着用を原則とする。

※2 制服の加工は禁止とする（スカート丈を短くする等）。

※3 上記の4パターンに加え、以下の物の着用を認める。

①ベスト、セーター、カーディガン（但し、次の項目を遵守すること。）

・腰に巻く、肩にかける等は禁止。

・原則、無地とするが、細いラインであれば可とする。（ボーダー等は禁止。）

・色はグレー・紺とする。

②冬季中の防寒着（着用については、登下校のみとし授業中等の教室での着用は認めない。）

③雨天時の雨合羽

※4 登下校時、授業中に 次のものを着用することは禁止とする。

○パーカー、トレーナー、ジャージ、スウェット等

(2) 頭髪についての規定

①染髪・脱色、パーマは禁止する。

②つけ毛は禁止する。

③その他、髪形についての規定は定めないが、社会的に鑑みて相応しい髪形にすること。

(3) 装飾品についての規定

①ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品を身に付けて登校することは禁止する。

②ネイル等（つけ爪含む）の爪への装飾も登校時は禁止とする。

(4) 化粧についての規定

①化粧（色付きリップを含む）をしての登校は禁止とする。

(5) 校則等の策定や見直しの手続きの過程について

校則等の策定・見直しについては以下の通りとする。

① 意見の集約

・生徒：生徒会を窓口として、通年で受け付ける。

- ・保護者：保護者会、担任を窓口として、通年で受け付ける。
- ・教職員：生活指導部を窓口として、通年で受け付ける。（この場合は、生徒会を通じて生徒の意見集約を実施する。）

② 策定・見直しの手順

- ・生活指導部および生徒会にて、①の意見集約を元に、本校の教育目標、社会情勢等を鑑み、原案を決定する。
- ・原案を、教職員に提案し、議論をする。
- ・修正等がなされた案を経営企画会議にて決定する。
- ・策定・見直しが決めた場合は、生徒・保護者に書面にて通知した上で適用する。

<参考>

- (1) 制服指定店：ユニフォームスタジオ（株） 調布店
調布市西つつじヶ丘4-17-18 TEL 042-490-9055
- (2) 校章販売店：チトセ靴店
世田谷区赤堤5-26-8 TEL 03-3322-2359

生活行動

- (1) いじめ、暴力行為等は禁止する。
- (2) 法律で禁じられている行為（喫煙、飲酒、薬物の乱用、等）は禁止する。これらの行為に同席することも禁止する。
- (3) 喫煙具所持は禁止する。
- (4) 原付を含むオートバイ及び自動車通学を禁止する。
- (5) 許可なくして火気の使用は禁止する。
- (6) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ず行う場合は、保護者が学校へ届け出ること。
- (7) 風紀上問題のある場所などには立入らぬこと。
- (8) 不特定多数の学校関係者が映っている、または本人の許可のない写真・動画等、その他不適切な内容（学校名・名前・その他の個人情報を含む）を SNS 等に投稿や拡散する行為は禁止する。
- (9) 登校後の外出は禁止する。やむを得ず外出しなければならない場合はホーム・ルーム担任の許可を受けること。
- (10) 外来者との面会は必ず学校（ホーム・ルーム担任等）を通じて行う事。やむを得ない急用を除いて授業中は禁止する。
- (11) 公共物は大切に扱うこと。（故意に器物等を破損した時は弁償となる）
- (12) その他、社会的に鑑みて高校生に認められていない行為についても、学校内外に問わず禁止とする。